

## 第22回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月19日（金）午前10時00分から午前11時35分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 3番 早乙女 誠  
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人  
鈴木進吉推進委員、大橋公一推進委員、大関孝男推進委員

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

報告第1号 非農地証明願いの件について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子

### 7. 会議の概要

○事務局長 ただ今から、平成31年度第22回壬生町農業委員会総会を開会いたします。出席委員10名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会 長 あいさつ並びに開会宣言

17日に県南地区の農業委員会会長と事務局長の会議がありました。

議事の内容は、栃木市の農業委員改選に伴い県の副会長を務めている大橋会長が今限りで引退することに伴い、新会長の選出でした。小山市の中山会長が県南地区の副会長となりました。）

○事務局長 ありがとうございました。

総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議 長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議 長 それでは、5番 大橋幸子 委員、6番 清水利通 委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

- 議 長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- 事務局長 会務報告を申し上げます。  
3月26日火曜日、女性農業委員ネットワーク研修会が下野市において開催され、中川久枝農業委員、木野内佳代子推進委員が出席いたしました。  
3月28日木曜日、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席されました。  
同じく3月28日木曜日、公共料金審議会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。  
4月1日月曜日、辞令交付式が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。  
4月11日木曜日、平成31年度全国情報会議が東京都文京区「椿山荘」において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理をはじめ農業委員7名、青木幸一推進委員長をはじめ、推進委員7名が出席され、事務局からは私と岡局長補佐が出席いたしました。  
4月15日月曜日、農地法第5条申請に伴う現地調査委員会が役場第1会議室及び現地において開催され、早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。 以上です。
- 議 長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。  
私の方から1つよろしいでしょうか。3月26日に下都賀支部女性農業委員ネットワーク研修会が開催されましたがどのような内容でしたか。
- 中川委員 下野市が担当で下野市で行いました。国分寺後の見学とみちの駅、農産物直売所のゆうがお館を見学し、尼寺で食事をし情報交換をしました。
- 議 長 何人ぐらい出席したのですか。
- 中川委員 20何名かと思います。
- 議 長 野木、小山、栃木、壬生ですか。野木も参加していますか。
- 中川委員 野木は1名です。
- 議 長 次は壬生と聞いていますが。
- 中川委員 そうです。
- 議 長 壬生の時には、いろいろと協議しながら進めてください。
- 議 長 他に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。
- 議 長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。  
事務局より一括議案の説明と朗読をお願いします。
- 堀 主 幹 それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

4/5 (金) 締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が5件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

第1項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏 (本郷)、自作地 50a  
譲受人 \_\_\_\_\_氏 (上町)、自作地 168a 借受地 33a  
土地の表示 壬生町大字上稲葉 田 720 m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第2項：貸人 \_\_\_\_\_氏 (上田1)、自作地 110a 貸付地 39a  
借人 \_\_\_\_\_氏 (上田1)、自作地 110a 貸付地 39a  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 1,090 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 981 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 2,029 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 286 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 945 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 2,214 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 1,269 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 1,110 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字上田 畑 1,114 m<sup>2</sup>

合計で 11,038 m<sup>2</sup> 使用貸借権の設定 10年間で、稼働が2人となっています。

第3項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏 (鹿島)、自作地 12a  
譲受人 \_\_\_\_\_氏 (鹿島)、自作地 280a 借受地 9a  
土地の表示 壬生町大字下稲葉 田 81.83 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字下稲葉 田 53.20 m<sup>2</sup>  
土地の表示 壬生町大字下稲葉 畑 459.87 m<sup>2</sup>  
合計で 594.908 m<sup>2</sup>、  
売買による所有権移転で、順番に 10a 当たり 16万円、10万円、9万1千円、稼働3人です。

第4項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏 (西部)、自作地 178a  
譲受人 \_\_\_\_\_氏 (西部)、自作地 178a  
土地の表示 壬生町大字羽生田 畑 674 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 田 148 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 田 1447 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 畑 477 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 田 2786 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 田 1850 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 畑 2200 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 畑 1100 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 畑 2600 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 畑 938 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田 畑 1847 m<sup>2</sup>

合計で、16,067 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転、稼働 2人

第5項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏 (下町) 自作地 317a、貸付地 58a  
譲受人 \_\_\_\_\_氏 (下町) 自作地 177a、借受地 17a  
土地の表示 壬生町大字上稲葉 田 677 m<sup>2</sup>  
壬生町大字上稲葉 田 539 m<sup>2</sup>  
壬生町大字上稲葉 田 168 m<sup>2</sup>  
壬生町大字上稲葉 田 677 m<sup>2</sup>  
壬生町大字上稲葉 田 424 m<sup>2</sup>

合計で2, 485㎡で、売買による所有権移転、10a 当たり 15 万円で、稼働は6人となっています。

第1項から第5項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議 長 それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

議案第1号第1項について説明させていただきます。  
去る4月14日に私と推進員であります青木幸一氏、また、譲受人であります\_\_\_\_\_氏の立ち会いのもと、チェックシートに基づき確認をしたところ何ら問題は生ずる恐れはないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 続いて、第2項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 7番 大久保幸雄 委員

第2項案件について、去る4月13日に私と大関孝男推進員、貸人の\_\_\_\_\_さん立会のもと現地調査を行い確認しましたのでご報告申し上げます。チェックシートに従いまして1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題は生ずる恐れはなく、地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 続いて、第3項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員  
4月12日1時30分から推進員の\_\_\_\_\_氏と共に、譲受人\_\_\_\_\_氏・譲渡人\_\_\_\_\_氏立会のもとに行いました。1番から7番まで確認しましたが、いずれも問題は生じないと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 続いて、第4項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 4番 篠原正明委員

○4番 篠原正明 委員  
4月15日、譲受人\_\_\_\_\_氏立会のもと、木野内佳代子推進員と共に現地調査を行い、現地確認を行いましたのでご報告申し上げます。チェックシートに従い1番から7番まで確認しましたが、問題は生ずる恐れはなく、地域との調和要件も満たしておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 続いて、第5項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

5項案件について説明させていただきます。去る4月14日、私と伊藤博推進員、譲受人の\_\_\_\_\_氏立会のもと、チェックシートに基づき確認したところ、何ら問題は生ずる恐れはないと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○1番 琴寄成人 委員

一つお願いしたいことがあります。私の所の352の東側は区画整理されていないのですが、農地の売買にあたり農業振興公社を利用しようと思って随時お願いしていますが、区画整理されていないところはなかなか農業振興公社で受け取ってもらえないというのが現実です。農業振興公社の立場も分かりますが、もう少し緩和をお願いしたい。少しでも農業振興公社で受け取ってもらえるよう要望をお願いしたいと思います。

○議 長 区画整理していないと対象にならないのか。

○堀主幹 区画整理していなくても対象になりますが、構図上図面に水路があって、水路と個人の土地の境目が分からないとか。

○1番 琴寄成人 委員

いろいろと懸案があるのは分かりますが、値段が値段なんですよね。少しでも農地を売って手元に残すようにと思っても、公社は図面をみただけで整理されてしまう。少しは農家の立場を考えてもらいたい。

○堀主幹 公社としても過去にそのような土地を扱って、近年トラブルになっているところがあるようです。それなので公社としては取り扱う農地については慎重になってきているような印象があります。

○議 長 将来的なことを考えると公社を利用できれば最高なのだけど、上稲葉も圃場整備をやるでしょうから、それからなら問題ないわけなのだから。

○1番 琴寄成人 委員

区画整理は、今日明日できるわけじゃないから。今回も要望しているがたぶん却下だと思う。堀さんの今の話も聞いていて承知しているのだけど、水路があったのは事実で買う方も売る方も水路があったことは知っていて納得済みで買う条件ですから。わざわざ呼びつけて説明も聞いているわけですから。後で問題が起きないように対処をしながら公社で受け取ってくれる方法もあるんじゃないかと思うのだが。

○事務局（堀主幹）

今現在の所有者同士であれば、合意ができていれば問題ないかと思いますが、代が変わったときに問題が出てきていると聞いています。今、公社で問題になっているのも20年前に扱った案件が問題になっているらしいので、その辺のところ当事者の合意が取れば扱えるようになるのかなと個人的には思いますが。

○1番 琴寄成人 委員

せっかく、譲渡人も譲受人も呼びつけて説明を聞いているのだから、事務的に終わしちゃって、最終的には農業公社は受け取りませんでは何のために呼びつけたのか。私も1回立ち会って、どんな風かなと思って。自分も公社から買ったから。そんなに細かい確認は公社はしないのだね。

○事務局（堀主幹）

公社は、構図と登記簿を預かって、グーグルマップで現況の写真と比較しますが、現地に行って確認とかはしないです。

○1番 琴寄成人 委員

少しでも良いから緩和してくれるようお願いしたいと思う。

○議 長 公社の問題を協議する中で、公社を通さないで売買するとか、それを機に圃場整備をしっかりと進めてもらい、お互いに頑張っていきましょう。

次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（堀主幹）

議案書の4P、議案代2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」をご説明します。

4月5日締切の時点で農地法第5条の規定による許可申請は4件ありました。議案に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏（旭町）

\_\_\_\_\_氏（旭町）

賃借人 \_\_\_\_\_氏（上三川町）

（土地の表示：\_\_\_\_\_）

壬生町大字壬生甲字車塚 田 3965 m<sup>2</sup>のうち 1962.16 m<sup>2</sup>

（土地の表示：\_\_\_\_\_）

壬生町大字壬生甲字車塚 田 7385 m<sup>2</sup>のうち 527.79 m<sup>2</sup>  
壬生町大字壬生甲字車塚 田 1312 m<sup>2</sup>のうち 415.49 m<sup>2</sup>  
合計 2905.44 m<sup>2</sup>  
園芸用土採取及び搬出入路で、1年間の賃借権の設定です。

第2項：譲渡人 氏（馬場）

譲受人 \_\_\_\_\_氏（大師町）  
\_\_\_\_\_氏（大師町）

（土地の表示）

壬生町大字藤井 畑 283 m<sup>2</sup>  
分家住宅敷地で、贈与による所有権移転です。

第3項：貸人 \_\_\_\_\_氏（上田1）

借人 \_\_\_\_\_氏（上田1）

（土地の表示）

壬生町大字上田字朝比奈134番11 畑 399 m<sup>2</sup>  
分家住宅敷地で、贈与による所有権移転です。

第4項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏（下表町）

譲受人 \_\_\_\_\_氏（下野市）

（土地の表示）

壬生町大字安塚 畑 1263 m<sup>2</sup>  
資材置場で売買による所有権移転です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る4月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の3番 早乙女誠委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、4月15日（月）に私と、琴寄成人委員、刀川正己委員、大垣仁美事

務局長、堀 靖久主幹の5名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地はアンナプルナから東に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大2.5mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある \_\_\_\_\_ 有限会社、 \_\_\_\_\_ 有限会社、 \_\_\_\_\_ 有限会社等に出荷する予定となっております。



す。また、埋戻しの用土は、宇都宮市内の(株)\_\_\_\_\_から調達予定であります。なお、転用実績調書では、実績はなしとなっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金340万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。ご審議をよろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議 長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

- 3番 早乙女誠 委員

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は馬場公民館から南東に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集団的広がりがありませんので第2種農地となります。申請者は、現在、町内のアパートに家族3人で住んでおりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となってきたため、住宅建築について将来祖父の面倒を見ることも考慮し妻の父に相談したところ土地を提供してもらえることとなり申請に至りました。給水は町の水道を利用し排水は農業集落排水に放流予定となっております。また、雨水は敷地内自然浸透処理の予定となっております。なお、事業資金3,000万円については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。ご審議をよろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書をお送りいたします。

○議 長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

引き続き第3項案件についてご報告します。

申請地は上田駐在所から南に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集団的広がりがあり10haを超えるため第1種農地に該当します。申請者は、現在、両親、妻、子、祖母の家族6人で住んでおりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となってきたため、本宅の近隣で住宅建築について検討した結果申請地が適正地として申請に至りました。給水は町水道を利用し排水は農業集落排水に放流予定となっております。また、雨水は敷地内自然浸透処理の予定となっております。

なお、事業資金2,200万円については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当し、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。ご審議をよろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。  
よろしくご審議をお願いします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は森の子保育園から南に約300メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集団的広がりがないので第2種農地となります。申請者は、仕事量の増加に伴い資材置場が必要になってきたためいくつかの候補地から検討した結果、事務所からも近い申請地が適正地として選定しました。給排水は農業集落排水はなし、雨水は敷地内自然浸透処理の予定となっております。

なお、事業資金186,300円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証

明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議 長 5番 大橋委員

○5番 大橋委員

確認ですが、事業資金は18万ですか。

○3番 早乙女誠 委員

現地は、農地としては、残土が置いてあって、とてもじゃない。今の情勢から考えるとこの辺でやっとな。売った人の旦那さんが亡くなりまして、そのとき買った値段は36万ぐらいだったのですが、\_\_\_\_\_さんは手放したくて売ってしまったというのが現状かな。

○議 長 耕作放棄地になっていないから誰かが管理していたということですね。

○3番 早乙女誠 委員

そうですね。年に2回か3回程度やっていたようですね。

○議 長 それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局(堀主幹) それでは、議案書5ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件についてご説明します。

4/5(金)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が3件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項：貸貸人 \_\_\_\_\_氏(助谷原)

賃借人 \_\_\_\_\_氏(鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 田 3667㎡

許可日

当初平成30年3月28日付、壬農委指令第5-35号  
(許可期間：平成30年3月28日～平成31年3月27日)  
園芸用土採取で、賃借権の設定、許可期間の延長で平成32年3月27日  
までとなっています。

つづいて、

第2項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏 (田向稻荷内)  
\_\_\_\_\_氏 (田向稻荷内)

賃借人 \_\_\_\_\_氏 (宇都宮市)

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字藤井 畑 1696㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字藤井 畑 1755㎡

合計 3451㎡

許可日

当初平成30年3月28日付、壬農委指令第5-30号  
(許可期間：平成30年3月28日～平成31年3月27日)  
園芸用土採取で、賃借権の設定、許可期間の延長で平成32年  
3月27日までとなっています。

つぎに、

第3項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏 (東原)

賃借人 \_\_\_\_\_氏 (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 畑 2570㎡のうち1223㎡

許可日

当初平成30年4月27日付、壬農委指令第5-38号  
(許可期間：平成30年4月27日～平成31年4月  
26日)

園芸用土採取で、賃借権の設定、許可期間の延長として平成  
32年4月26日までとなっています。

なお、第1項と第2項につきましては、3月27日までの許可となっているので、現  
在こちらの2件については、事業の方はストップしています。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る4月15日の調査委  
員会において調査済ですので、第1項案件について、3番 早乙女誠 委員から、  
現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査  
委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ4月15日(月)に同じメンバーで調  
査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。申請地は、壬生町中央配水場の西約1キロメートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。平成30年3月28日付、壬農委指令第5-35号にて既に許可を受けております。現在、園芸用土の掘削は完了しこれから埋戻しは40%程度の進捗状況であります。埋戻し用建設発生土が計画どおりに調達できなかったため、今回、土地所有者及び隣接土地所有者の同意が得られたことから埋戻しの許可手続き及びその後の作業期間を確保するため、1年間の期間を延長する申請であります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、藤井小学校の北東約800メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。平成30年3月28日付、壬農委令第5-30号にてすでに許可を受けております。現在、園芸用土の掘削は完了しこれから埋戻しという進捗状況であります。採取した鹿沼土の品質が悪く、販売が計画どおりに進まず作業が遅れてしまったため、今回、土地所有者及び隣接土地所有者の同意が得られたことから埋戻しの許可手続き及びその後の作業期間を確保するため、1年間の期間を延長する申請であります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議 長 6番 清水利通委員

○6番 清水利通 委員

確認ですが、事業計画変更申請には支障がないという現地調査だと思いますが、話を聞きますと品質が悪くて販売できなかった。掘削は終了していると。現物と言うか品質が悪くて売れなくて、現場においてある状況ですか。

- 3番 早乙女誠 委員  
埋戻の状態、鹿沼土は戻して埋めてある。
- 1番 琴寄成人 委員  
赤玉は取って、鹿沼土は品質が悪い。
- 事務局（堀主幹）  
販売が出来ないので、採掘を途中で止めて、埋戻の作業に入ると言う話です。
- 6番 清水利通 委員  
それで、1年の延長なのか。
- 3番 早乙女誠 委員  
埋戻は2か月もあれば終わるかと思う。後は残土の量次第。
- 6番 清水利通 委員  
では、残土が確保できないということでの延長なのか。すでに掘削は終わっているのに更に1年間の延長と言うのは必要性があるのか、指導すべきところではないのか。安全性のことから考えると、少しでも早く埋戻をして、期間は極端に延長するのは問題があるのかなと思う。
- 事務局（堀主幹）  
生活環境課で許可が得られないと埋め戻しの作業に入れないわけですが、そちらの書類審査も厳しいところがありますので、担当等とやり取りをし、結果が出たうえで埋戻となるので、そちらでどのくらい期間がかかるのかわからないところもありますので、半年でとったとしてもその期間で終わらない可能性があるということ、余裕をもって1年ですが、当然作業が早く終わればその時点で完了報告を出してもらおうということになります。
- 6番 清水利通 委員  
わかりました。
- 議 長 引き続ききちっと指導をし、鈴木推進委員さんが地元なので、現場をみていただいてよろしいですか。
- （鈴木推進員： はい。）
- 議 長 ほかにありますか。7番 大久保委員。
- 7番 大久保幸雄 委員  
期限が切れている場合の手続きは、再度申請するのでは。
- 堀主幹 間が空いてしまうのですが、事業計画変更で期間延長ということで、新規ではなく、計画変更で問題ないということは確認してあります。
- 7番 大久保幸雄 委員  
期限内に出さなくてもよいということか？
- 堀主幹 本来は期限内に出していただくのですが。ただ、期限が切れてしまうとその期間は作業はス

トップとなります。

○7番 大久保幸雄 委員

それはわかりますが、1か月でも2か月でもあいてしまっても出せばOKですか。

○事務局（堀主幹）

本来であれば、切れた時点で事業は終わりと言う形なので、考え方とすれば、新規と言う扱いになるのかもしれませんが、事業者側で勘違いして、切れたあとだせばいいと思っている場合もあるので、意図的なものではなく過失として。

○議 長 毎回問題になるが、これは通さないと仕方がないかなというところがある。

○7番 大久保幸雄 委員

それもわかるのですが、農業委員会として、期限が切れた場合もOKしているのかと言われたときに、こういう理由でやむを得ないと説明できるのかは、許認可権限の中で決められているのですか。決められていないのなら何らかの処置を取っておかないと、期限が切れているのに後から出して認められたというのが聞こえたときに、なんていうか。

○議 長 事務局で、期限が切れている受付の際に、今回は認めますが今後は認められない可能性がありますので、延長の際には期限内に延長申請を出してくださいというのを指導するしかない。

○6番 清水利通 委員

申請して期間が決められているわけですよね。完了届はその期間内にださなくてははいけない。申請日などから完了届が出ていないところをチェック等するなどして、工夫した方がいいと思います。

○議 長 他にございますか。よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、わんぱく公園の北西約1キロメートルに位置し、立地基準としては、農地の集団的広がり10haを超えるため第1種農地に該当します。平成30年4月27日付、壬農委指令第5-38号にて既に許可を受けております。重機のオペレーターが体調を崩し採掘工事に着工することができなかつたため、今回、代替りのオペレーターが確保でき、また、土地所有者及び隣接土地所有者の同意が得られたことから埋戻しの許可手続き及びその後の作業期間を確保するため、1年間の期間を延長する申請であります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長

からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 3番 早乙女誠 委員

今回、現地調査をしてきましたが、農業委員会と生活環境課で意見の食い違いがあるようなので、町サイドで調整していただきたい。防護柵について、生活環境課はロープでも許可しているようだが、そのようなことはないと言ってきましたが調整して頂きたいと実感しました。

- 事務局（堀主幹）

生活環境課を確認しましたが、生活環境課でもそのような指導はしていないとのことなので、業者の方で、何を持ってそうしているのかは分からないところです。防護柵については、きちんとネットを張るように生活環境課でも確認しましたので。

- 議 長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

- 堀主幹 議案書6ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。

議案書7～10ページのとおり、20件・48筆・面積合計が79,716.6㎡となっております。

利用権の新規、使用賃借権分についてご説明します。

議案書11,12ページのとおり、4件・18筆・面積合計が16,474㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書13～14ページのとおり、10件・20筆・面積合計が37,342㎡となっております。

所有権の移転分につきましては、議案書15ページのとおり、2件・11筆・面積合計が9,623㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)



- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、報告事項に入ります。  
日程第6の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 局 長 報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書のP16ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。
- 議 長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議 長 3番 早乙女誠 委員
- 3番 早乙女誠 委員  
報告第1号「非農地証明願いの件について」第1項の報告をいたします。  
現地調査は、3月22日午前中、細井委員と確認をしてきました。現地は塀の内側1メートルで、22メートルくらいあるのですが、その分だけが63年頃に塀を立ててしまい、改築しようとしたら発覚して今回の申請に至ったようです。以上報告申し上げます。
- 議 長 ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (発言なし)
- 議 長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- 議 長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 局 長 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の17ページの2件、ございました。  
内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 局 長 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの2件がございました。  
これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記

載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議 長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議 長 次に、その他の件を議題といたします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

○事務局（岡補佐）

- 1 令和2年度農林関係税制改正要望の提出について  
・要望等がある場合、6月14日までに提出
- 2 農業委員会研修及び親睦旅行及び旅行積立について
- 3 農地利用最適化推進マニュアルについて

○議 長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議 長 次に、その他の事務連絡について事務局より説明願います。

○事務局（岡補佐）

- 1 平成31年度全国情報会議決算報告について
- 2 農業委員会歓送迎会決算報告について
- 3 農業委員会活動記録簿の提出について
- 4 その他

○議 長 23日1時にみぶ菜の除去作業を農業委員さんと推進委員さんでお願いします。

○議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議 長 それでは、以上をもちまして、平成31年度第22回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時35分閉会】

議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_